

国民の祝日

昭和 23 年 (1948) に“ 国民の祝日に関する法律 ”が公布されて、9 日の祝日が制定された。その後、この法律の一部改正が行なわれ、現在では 14 日の祝日となっている。平成 11 年 (1999) 日本における国民の祝日は、1 月 1 日：元日にはじまり、1 月 15 日：成人の日、2 月 11 日：建国記念の日、春分の日、4 月 29 日：みどりの日、5 月 3 日：憲法記念日、5 月 5 日：こどもの日、7 月 20 日：海の日、9 月 15 日：敬老の日、秋分の日、10 月 10 日：体育の日、11 月 3 日：文化の日、11 月 23 日：勤労感謝の日、そして 12 月 23 日：天皇誕生日となっている。このうち、春分の日・秋分の日 - 天の春分点・秋分点を太陽が通過する時刻を含む日で、この天文現象は国立天文台で計算される - を除く 12 の祝日は固定日となっているが、その固定日の持つ意味がその祝日にふさわしいと考えられたからであろう。例えば、憲法記念日は、法律に示された祝日の理由として“ 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する ”となっており、憲法施行の日の 5 月 3 日が選ばれている。また 1 月 15 日の成人の日は“ おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いあげます ”であり、新春の処によっては小正月として祝う日であり、昭和 41 年 (1966) から施行された体育の日は“ スポーツに親しみ、健康な心身をつちかう ”で、東京オリンピックの開会式の日 10 月 10 日であった。

ところで、平成 10 年 (1998)10 月 21 日の“ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律 ”によって、平成 12 年 (2000)1 月 1 日からこれら 2 つの祝日・成人の日と体育の日は

成人の日：1 月の第 2 月曜日

体育の日：10 月の第 2 月曜日

とされることになった。平成 12 年 (2000) における成人の日は 1 月 10 日、体育の日は 10 月 9 日である。参考までに平成 22 年 (2010) までの成人の日・体育の日の日取りは下表のようになる。この法律によると成人の日・体育の日はそれぞれ 1 月・10 月の 8 日から 14 日の間を移動することになるので、10 月 10 日がまた体育の日となることはあるが 1 月 15 日が成人の日となることはない。

年	成人の日		体育の日		年	成人の日		体育の日	
	月	日	月	日		月	日	月	日
平成 12(2000)	1	10	10	9	平成 18(2006)	1	9	10	9
13(2001)	1	8	10	8	19(2007)	1	8	10	8
14(2002)	1	14	10	14	20(2008)	1	14	10	13
15(2003)	1	13	10	13	21(2009)	1	12	10	12
16(2004)	1	12	10	11	22(2010)	1	11	10	11
17(2005)	1	10	10	10					